

令和7年12月26日  
東京税関業務部

関係各位

ばれいしょでん粉及び繭に係る輸入数量を基準とする特別緊急関税の発動について

関税暫定措置法別表第1の6の16の項に掲げる物品（ばれいしょでん粉）及び関税暫定措置法別表第1の6の28の項に掲げる物品（繭）については、令和7年度の初日から令和7年11月末日までの輸入数量及び協定対象外輸入数量が、輸入数量に基づく特別緊急関税（数量ベース SSG）の輸入基準数量及び協定対象外輸入基準数量をそれぞれ超えることとなったため、同法第7条の3第1項の規定に基づき、令和8年1月1日から令和8年3月31日までの間、それぞれの物品に数量ベース SSGが発動されることとなりました。

発動後にNACCSで申告する場合の品目コードについては、NACCS掲示板で確認願います。

なお、関税暫定措置法第7条の3第2項第6号（発動日前に本邦に向けて送り出された物品）の規定を適用して申告する場合は、マニュアル申告となりますので注意願います。

【発動内容】

①関税暫定措置法別表第1の6の16の項に掲げる物品（ばれいしょでん粉）

（関税割当てを受けて輸入するものを除く）

| 品目                        | 発動前      | 発動後         |
|---------------------------|----------|-------------|
| ばれいしょでん粉<br>(1108.13-099) | 119 円/kg | 158.67 円/kg |

②関税暫定措置法別表第1の6の28の項に掲げる物品（繭）

（関税割当てを受けて輸入するものを除く）

| 品目                 | 発動前        | 発動後        |
|--------------------|------------|------------|
| 繭<br>(5001.00-090) | 2,523 円/kg | 3,364 円/kg |

問合せ先  
東京税関業務部通関総括第1部門  
電話：03-3599-6337